

令和5年度旭川市農業委員会2回総会議事録

- 1 開催日 令和5年6月26日（月曜日）
- 2 開催時間 午後2時40分開会 午後2時50分閉会
- 3 開催場所 旭川市神居町雨紛 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 32名

2番・鹿野 直子	4番・山村 志保子	5番・清水 利秋	6番・笹田 文彦
7番・香川 三四郎	8番・外川 守	9番・鷺尾 勲	10番・山田 孝
11番・佐藤 慎二	12番・請川 幹恭	13番・北原 浩美	15番・中原 俊一
16番・秦 真一	18番・鈴木 剛	19番・川上 和幸	20番・宮嶋 睦子
21番・一宮 敏昭	22番・滝川 岳雪	23番・松木 一幸	24番・楠 栄
25番・米田 満	26番・橋本 幸博	27番・平 克洋	28番・市田 敏行
30番・幅崎 勝良	31番・高倉 伸淳	32番・石尾 卓也	33番・加藤 孝志
34番・浅沼 博実	35番・佐藤 博則	36番・只石 博幸	37番・前田 靖雄
- 5 欠席委員

1番・湯浅 光二	3番・石坂 昇	14番・島田 正明
17番・柿木 和恵	29番・田口 一昌	
- 6 事務局職員

太田事務局長	小浜事務局次長	栗山副主幹
西村副主幹	皆川主査	荒主査
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 19番・川上 和幸 20番・宮嶋 睦子
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 旭川市農業委員会総会規則の廃止について
 - (2) 議案第2号 旭川市農業委員会部会設置等に関する規程の廃止について
 - (3) 議案第3号 旭川市農業委員会部会規則の廃止について
 - (4) 議案第4号 旭川市農業委員会互選規程の廃止について
 - (5) 議案第5号 旭川市農業委員会部会長専決規程の廃止について
 - (6) 議案第6号 旭川市農業委員会規則の制定について
 - (7) 議案第7号 旭川市農業委員会会長専決規程の制定について
 - (8) 議案第8号 旭川市農業委員会編集委員会規約の制定について
 - (9) 議案第9号 旭川市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定について

- (10) 議案第10号 旭川市農業委員会認定農業者等農用地利用関係調整推進規程の一部を改正する訓令の制定について
- (11) 議案第11号 旭川市農業委員会運営委員会規約の一部を改正する規約の制定について

10 議事録本紙

○議長（鈴木 剛） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第2回総会を開催いたします。

本日の出席委員は32名でございます。総会規則第8条の規定に基づき本会は成立しております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（太田局長） 事務局
御報告申し上げます。
本日の総会に議席番号1番湯浅委員、3番石坂委員、14番島田委員、17番柿木委員、29番田口委員から、欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
議席番号19番川上委員、議席番号20番宮嶋委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
日程第1議案第1号「旭川市農業委員会総会規則の廃止について」ないし日程第11議案第11号「旭川市農業委員会運営委員会規約の一部を改正する規約の制定について」を一括して上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。
日程第1議案第1号「旭川市農業委員会総会規則の廃止について」ないし日程第11議案第11号「旭川市農業委員会運営委員会規約の一部を改正する規約の制定について」を一括して御説明いたします。
該当ページは議案は1ページないし23ページ、議案補足資料は1ページないし31ページでございます。
7月30日の改選に合わせ、新たな体制で活動するため、各種規定の改廃・新設するにあたり、改正案等を作成いたしましたので、御審議をお願いいたします。

主な内容は、部会廃止に伴い部会や部会長が有している機能の移行、農業経営基盤強化促進法の改定に伴う引用条項や文言の整理、業務処理の効率化等であります。

はじめに規定の廃止についてですが、議案第1号から第5号、議案補足資料の資料1から5を御覧ください。

部会の廃止に伴い、総会規則、部会設置等に関する規程、部会規則、互選規程、部会長専決規程の5つの規則及び規程を廃止し、総会規則は委員会規則として新設します。

議案第6号及び議案補足資料6を御覧ください。

委員会規則は、第2条、第3条で会長、副会長選出方法、副会長の定義及び呼称の明記、第4条、第5条で総会の招集及び開催日と審議や報告案件の申請締切日の設定、第14条で採決方法の拡大、第15条で特定・専門委員会の設置について規定しました。

次に、議案第7号及び議案補足資料の資料7を御覧ください。

新設する会長専決規程では、農地、農政部会長が担っていた専決事項を会長の専決事項に移行します。

このうち、第2条第4号の現地目証明につきましては、会長が市街化区域外について専決できることとし、市街化区域内は事務局長に専決を付与することで整理しました。

また、第2条第11号で、これまで規定が無かった農業委員会だよりの発行について、会長が専決できるものとして規定しており、議案第8号にあるとおり編集委員会規約を新たに制定しました。

次に、議案第9号及び議案補足資料の資料8を御覧ください。

事務局規程の主な改正では、農業委員の裁量を必要としない農地所有適格法人についての報告や賃貸借の合意解約の通知について事務局長が専決できるものとなりました。

次に、議案第10号及び議案補足資料の資料9を御覧ください。

認定農業者等農用地利用関係調整推進規程の改正では、農業委員が農用地の利用関係の調整を行うことについて、強化法が今年4月1日に改正されたことに伴う引用条項や文言を整理しました。

最後に、議案第11号及び議案補足資料の資料10を御覧ください。

運営委員会規約の改正では、部会関連の記述を改めるとともに、4月に開催した運営委員会結果を受け、運営委員会の構成員として第3条第2号で地区協議会会長を規定し、第5条第3項で地区協議会会長が欠席のときは、その当該地区に属する委員が出席することを規定しました。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛）

それでは、議案第1号ないし第11号について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 「なし」の声がありますので、議案第1号ないし第11号について「異議なし」と認め、決定いたします。

○議長(鈴木 剛) 以上で、本日の提出案件審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第2回総会を閉会いたします。